

副

第9回黒潮町議会6月定例会会議録

令和6年6月7日 開会

令和6年6月14日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 6 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
6 月 7 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・ 委員会付託・委員会
6 月 8 日	土	休 会	休 会
6 月 9 日	日	休 会	休 会
6 月 10 日	月	休 会	委員会
6 月 11 日	火	休 会	委員会
6 月 12 日	水	本会議	一般質問
6 月 13 日	木	本会議	一般質問
6 月 14 日	金	本会議	一般質問・委員長報告・委員長報告に対する質 疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 60 号

令和 6 年 6 月第 9 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 5 月 31 日

黒潮町長 松 本 敏 郎

記

- | | |
|-------|------------------|
| 1 期 日 | 令和 6 年 6 月 7 日 |
| 2 場 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

令和6年6月7日（金曜日）

（会議第1日目）

応招議員

1 番	濱 村 美 香	2 番	山 本 牧 夫	3 番	澳 本 哲 也
4 番	宮 地 葉 子	5 番	宮 川 徳 光	6 番	浅 野 修 一
7 番	水 野 佐 知	8 番	欠	9 番	山 本 久 夫
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	小 松 孝 年	12 番	矢 野 昭 三
13 番	矢 野 依 伸	14 番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	土 居 雄 人	企画調整室長	渡 辺 健 心
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	佐 田 幸
環境政策室長	宮 川 智 明	健康福祉課長	野 村 晃 稚
農業振興課長	斉 藤 長 久	まちづくり課長	徳 廣 誠 司
産業推進室長	秋 森 弘 伸	地域住民課長	河 村 美智子
海洋森林課長	今 西 和 彦	建 設 課 長	河 村 孝 宏
会 計 管 理 者	國 友 広 和	教 育 課 長	宮 川 雅 一
教 育 次 長	岡 本 浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦 書 記 山 崎 あゆみ

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

5 番 宮 川 徳 光 6 番 浅 野 修 一

令和6年6月第9回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和6年6月7日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第14号及び第15号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第16号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第5 議案第8号から第13号まで及び第17号

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

議案第 8 号	黒潮町交流拠点施設こぶしのさとの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第 9 号	黒潮町道の駅整備検討委員会設置条例の制定について
議案第 10 号	黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
議案第 11 号	黒潮町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 12 号	令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 13 号	令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案書 14 号	黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について
議案書 15 号	黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（電気設備工事）の請負契約の締結について
議案書 16 号	黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結について
議案第 17 号	黒潮町立佐賀学校給食センター真空冷却機購入業務の物品売買契約の締結について

議 事 の 経 過

令和6年6月7日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

ただ今から、令和6年6月第9回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

まず初めに、令和6年5月1日発行のくろしお議会だよりナンバー72の一般質問の記事において、不適切な用語を記載しておりました。

このことにより、多くの住民の皆さまに大変不快な思いをさせたことに深くお詫び申し上げます。

これからは、議会の役割を果たすために認識を深め、不適切な発言等には十分留意するよう周知徹底を図ってまいります。よろしくお願いを致します。

次に、報告第5号から13号までが町長から提出されました。

議席に配布をしておりますので、ご確認をお願いします。

次に、本日までに受理されました陳情書は議席に配布をしておりますので、文書表のとおりです。

陳情第6号を総務教育常任委員会に付託します。

次に、町長の行動報告につきましては全員協議会で、議長の行動報告につきましては議席に行動記録を配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

おはようございます。

本日は、令和6年6月第9回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、3月議会定例会以降の主な事項につきまして、行政報告をさせていただきます。

まず初めに、能登半島地震被災地の現地調査につきまして、ご報告させていただきます。

4月8日から10日の3日間、町長及び情報防災課長、防災担当職員の3人で、能登半島地震被災地の現地調査を行いました。

初日は移動のみとなりましたが、翌日の9日は、輪島市、能登町、珠洲市の被災状況、10日には、内灘町、かほく市で起こった液状化現象を調査致しました。

被災状況は報道等により一定承知していたものの、実際に被災の現場を見て、被害の甚大さを痛感致しました。

発災から3か月が経過しておりましたが、まだまだ劇的な変化はなく、復旧、復興は程遠いといった状況は、行政の立場と致しましても心苦しいものでございました。

この現地の状況についてでございますが、金沢市と能登半島とを直結する、のと里山海道では、輪島市方面へは全線開通したものの、金沢市方面は今もなお一部区間で通行止めが続いており、市街地では、報道等でよく目にするビルの倒壊が見られ、火災のあった輪島朝市等は当時のままの状態であり、多くの木造家屋は1階部分がつぶれて倒壊しており、住宅の耐震化の重要性を再確認致しました。

また、下水道の復旧が進んでおらず、仮設トイレやトイレカー等での対応が続いておりました。

さらに、海岸線に目を向けますと、広範囲に海面から出た白い岩肌から隆起の様子を確認することができ、多くの港では、この隆起によって水深が浅くなり、大型船舶の出入りができない状況となっていました。

役所訪問では、能登町と珠洲市では首長と面談し、発災当初の混乱の状況や、現在の状況についてご意見を伺うことができました。

被災自治体のご協力のもと、直接確認できたことではありますが、地震、火災、津波、土砂崩れ、液状化現象、海底隆起による家屋の倒壊や道路の崩壊、漁港の損壊等は、黒潮町でも起こり得る災害であります。

能登半島地震の教訓を今後の南海トラフ地震対策に生かすため、行政によるBCP、いわゆる事業継続計画活動の進化に努めるとともに、地域一人ひとりが取り組むべきことの再検証から、この経験を以後の具体的な取り組みに寄与させてまいります。

次に、大阪経済大学との包括連携に関する協定について報告致します。

黒潮町は大阪経済大学と相互の連携協力により、さまざまな分野に関する包括的かつ継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決および活性化、人材育成を図るとともに、地域社会の発展と大学における教育、研究に寄与することを目的として、4月1日付で大阪経済大学と黒潮町との包括連携に関する協定書を締結致しました。

締結式は5月2日、Tシャツアート展の会場に設置された、すなはま教室にて開催し、大阪経済大学の山本俊一郎学長からは、町全体が大学のキャンパスになることを意味するくろしおキャンパスにおいて、青空のもとで調印できたことに感激。本学がミッションに創発を掲げ、異なる価値観が交わることで新しいアイデアが生まれる場所は学生たちに新しい価値観をもたらし、社会課題の解決に貢献する人材を育成する場となることを、と確信しているといったごあいさつがありました。

今後、この包括連携をきっかけにお互いの絆を深め、連携協力事項にもあるまちづくり、地域振興、生涯学習および教育、人材育成等により、町の課題解決および地域活性化につなげてまいります。

次に、伊藤環境大臣の黒潮町訪問について報告致します。

5月6日、伊藤信太郎環境大臣が黒潮町を訪問されました。

この訪問は、黒潮町が国の脱炭素先行地域に採択され、取り組みを進めていることや、NPO 砂浜美術館が第19回エコツーリズム大賞を受賞したことなどもあり、今回の訪問に至ったものでございます。

本庁舎では、脱炭素先行地域づくり事業に関する意見交換を行い、その後は、開催中のTシャツアート展も見学されました。

当日は、あいにくの天気となりましたが、砂浜に砂浜環境大臣室を設置し、大臣からは、町全体を脱炭素化しながら、地域の課題を解決し、持続可能な町づくりを目指す黒潮町の取り組みをしっかりと後押ししていく、という力強いお言葉をいただきました。

今後は、令和6年度より新設致しました環境政策室を中心に、町の脱炭素対策の推進を図ってまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長(中島一郎君)

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番宮川徳光君、及び6番浅野修一君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの8日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月14日までの8日間に決定しました。

日程第3、議案第14号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事(建築主体工事)の請負契約の締結について、及び議案第15号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事(電気設備工事)の請負契約の締結についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(松本敏郎君)

それでは、令和6年6月第9回黒潮町議会定例会へ提案致します議案につきましてご説明致します。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第8号、黒潮町交流拠点施設こぶしのさとの設置及び管理に関する条例の制定についてから、議案第17号、黒潮町立佐賀学校給食センター真空冷却機購入業務の物品売買契約の締結についてまでの10議案でございます。

提案致します議案の内訳は、条例の制定が3件、条例の一部改正が1件、補正予算が2件、請負契約の締結が3件、物品売買契約の締結が1件となっております。

それではまず、議案第14号、議案第15号につきまして説明させていただきます。

議案第14号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事(建築主体工事)の請負契約の締結について説明させていただきます。

この工事につきましては、5月24日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

この工事の契約目的は、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事、建築主体工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額が3億4,980万円、契約の相手方は、高知県四万十市安並1662番地3、株式会社立目工務店、代表取締役、立目敬次でございます。

次に、議案第15号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事(電気設備工事)の請負契約の締結について説明させていただきます。

この工事につきましては、5月24日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

この工事の契約目的は、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事、電気設備工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額が6,496万500円、契約の相手方は、高知県四万十市西土佐江

川崎 2333 番地、株式会社川崎電気、代表取締役、岡本啓文でございます。

提案説明は以上となりますが、この後、担当課長に補足説明をさせますので、慎重なご審議とともに適切なご決定を賜りますよう、お願い致します。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長(渡辺健心君)

それでは、議案第 14 号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について、及び議案第 15 号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（電気設備工事）の請負契約の締結についてを、続けて補足説明させていただきます。議案書は 18 ページから 19 ページでございます。

参考資料で説明致しますので、参考資料の 2 ページをお開きください。

まず、議案第 14 号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（建築主体工事）は、設計金額 3 億 2,530 万円で、入札の結果、3 億 1,800 万円で落札されました。請負率は 97.8 パーセントとなっております。

この入札の指名業者数は、町内外の業者 12 社でしたが、そのうち 9 社が辞退しましたので、入札は 3 社で行われました。

この契約は、契約金額 3 億 4,980 万円にて、株式会社立目工務店代表取締役、立目敬次と契約締結をするものでございます。

次に、議案第 15 号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（電気設備工事）でございます。

3 ページをお開きください。

本工事は、設計金額 6,286 万円で、入札の結果、5,905 万 5,000 円で落札されました。請負率は 93.9 パーセントとなっております。

この入札の指名業者数は、町内外の業者 8 社でしたが、そのうち 2 社が辞退しましたので、入札は 6 社で行われました。

この契約は、契約金額 6,496 万 500 円にて、株式会社川崎電気、代表取締役、岡本啓文と契約締結するものでございます。

施工内容につきましては、図面により説明させていただきます。

参考資料の 5 ページをお開きください。

建築場所につきましては、大方高校グラウンドの東側に位置する高台の広場でございます。現在、この場所に接続する道が十分な幅員を要しておりませんので、建築主体工事にて進入路の工事も一体的に行うこととしております。

本施設は、鉄筋コンクリート造の 3 階建て、延べ床面積は 997 平方メートルでございます。

次のページ、6 ページをお願いします。ここからは平面図となっております。

まず、1 階は食堂や研修室、宿直室など、主に共同利用の空間となっております。

続きまして、7 ページは、2 階の平面図でございます。各階に 9 室の部屋があり、それぞれの部屋にはトイレやシャワー室を備えております。1 部屋を 2 名が利用する予定ですので、3 階と併せて最大で 36 名が入居することができます。

次に、8 ページをお願いします。

8 ページは 3 階と屋上の平面図で、3 階に関しましては 2 階と同じ造りとなっております。

また、9 ページから 10 ページは立面図となっておりますので、ご確認いただければと思います。

なお、資料は添付しておりませんが、議案第 15 号の電気設備工事については、本施設の照明器具や変電

設備、非常誘導灯など、配線も含めた電気設備に関する工事一式となっております。

以上、議案第 14 号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について、及び議案第 15 号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（電気設備工事）の請負契約の締結についての補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(中島一郎君)

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、次に、議案第 14 号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 14 号の質疑を終わります。

次に、議案第 15 号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（電気設備工事）の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 15 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、議案第 14 号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 14 号の討論を終わります。

次に、議案第 15 号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（電気設備工事）の請負契約の締結についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 15 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については、反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 14 号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（電気設備工事）の請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 15 号は、原案の報告のとおり可決されました。

これで採決を終わります。

これからは議案第 16 号を議題としますが、この件につきましては地方自治法第 117 条の規定により濱村美香君は除斥の対象となりますので、濱村美香君の退場を求めます。

日程第 4、議案第 16 号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、議案第 16 号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結について説明させていただきます。

この工事につきましては、5 月 24 日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

この工事の契約目的は、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事、機械設備工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額が 9,460 万円、契約の相手方は、高知県四万十市古津賀 3443 番地 1、株式会社中村住設、代表取締役、濱村敦でございます。

提案説明は以上となりますが、この後、担当課長に補足説明をさせますので、慎重なご審議とともに適切なご決定を賜りますよう、お願い致します。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、議案第 16 号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（機械設備工事）について補足説明をさ

させていただきます。議案書は20ページでございます。

参考資料にて説明致しますので、参考資料の4ページをお開きください。

本工事は、設計金額8,652万円で、入札の結果、8,600万円で落札されました。請負率は99.4パーセントとなっております。

この入札の指名業者数は町内外の業者8社でしたが、そのうち5社が辞退しましたので、入札は3社で行われました。

この契約は、契約金額9,460万円にて、株式会社中村住設、代表取締役、濱村敦と契約締結するものでございます。

なお、資料は添付しておりませんが、この工事は、本施設に付随する厨房機器や空調設備、浄化槽など、機械設備に関する工事一式でございます。

以上、議案第16号、黒潮町教育振興交流支援施設建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結についての補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(中島一郎君)

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案に対する質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第16号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については、反対と見なしますのでご了承願います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

これで採決を終わります。

日程第 4 の審議が終了しましたので、濱村美香君の入場を許可します。

濱村美香君は入場してください。

日程第 5、議案第 8 号、黒潮町交流拠点施設こぶしのさとの設置及び管理に関する条例の制定についてから、議案第 13 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてまで、及び、議案第 17 号、黒潮町立佐賀学校給食センター真空冷却機購入業務の物品売買契約の締結についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(松本敏郎君)

それでは、議案第 8 号から議案第 13 号、及び議案第 17 号につきまして、説明させていただきます。

まず、議案第 8 号、黒潮町交流拠点施設こぶしのさとの設置及び管理に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、昨年 10 月より運営を引継ぎました土佐佐賀温泉こぶしのさについて、運営を再開するために地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第 9 号、黒潮町道の駅整備検討委員会設置条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、道の駅基本構想及び道の駅基本計画を策定するに当たり、専門的または学術的見地や利用者の立場から検討するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、黒潮町道の駅整備検討委員会を設置するものでございます。

次に、議案第 10 号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙において、立候補者の金銭的な負担を減らし、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を持てるよう、公職選挙法で認められている選挙運動費用の公費負担について定めるものでございます。

次に、議案第 11 号、黒潮町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、市場における契約形態の多様化に対応するものであり、必要に応じた物品の長期継続契約を締結することができるように、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 12 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 4 億 2,629 万 6,000 円を追加し、歳入歳出総額を 112 億 9,629 万 6,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、総務費では、企画費において地域おこし協力隊及び佐賀北部活性化対策に係る事業費 3,677 万 4,000 円の追加による予算を計上しております。

次に、衛生費では、脱炭素対策費として新エネルギー会社補助金 3 億 5,252 万 2,000 円の追加による予算を計上しております。

次に、土木費では、住宅建設費として町営住宅等整備工事 3,700 万円の追加による予算を計上しており

ます。

これらの各種事業の歳出に対応するための歳入は、国庫支出金、県支出金及び町債となっており、収支の調整を基金繰入金で行っております。

また、今回の補正予算において、債務負担行為の補正を行っております。

次に、議案第13号、令和6年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ289万7,000円を追加し、歳入歳出総額を22億660万6,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修等によるものでございます。

次に、議案第17号、黒潮町立佐賀学校給食センター真空冷却機購入業務の物品売買契約の締結について説明させていただきます。

この物品の購入につきましては、指名競争入札により落札業者が決定致しましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

この物品の契約目的は、黒潮町立佐賀学校給食センター真空冷却機購入業務でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額が814万円、契約の相手方は、愛媛県松山市天山三丁目13番12号、ウエストビル天山1階、株式会社中西製作所、松山営業所所長、水野裕一郎でございます。

提案説明は以上となりますが、この後、副町長ならび担当課長に補足説明をさせますので、慎重なご審議とともに、適切なご決定を賜りますようお願い致します。

議長(中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長(渡辺健心君)

それでは、議案第8号、黒潮町交流拠点施設こぶしのさとの設置及び管理に関する条例の制定についての補足説明を致します。議案書は2ページ、条例案は3ページとなっております。

こぶしのさのにつきましては、町指定の避難所としての利用のほか、中山間地域の課題解決を目指す施設となるよう、利活用を検討してまいりました。

本条例は、こぶしのさの運営について必要な事項を定めるものでございます。

条例案の説明を致しますので、3ページをご覧ください。

まず、第1条では、本条例の趣旨についてでございます。地方自治法第244条の2第1項により、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないと規定されております。

次に、第2条は設置についての規定で、人口減少対策及び観光振興の推進に寄与するため、地域の維持活性化及び交流人口の拡大を図る拠点施設としております。

第3条では、名称及び位置を定めております。名称は、黒潮町交流拠点施設こぶしのさとでございます。

第4条では、施設の管理運営を指定管理者に行わせること、第5条では、その手続きについて定めております。

第6条第1項では、指定管理者が行う業務について、第1号から第5号のとおり規定しております。

設置目的を達成するために必要な業務、施設及び付随設備の維持管理に関する業務、運営に関する業務、利用許可に関する業務、その他、町長が必要と認める業務でございます。

また、第2項により、再委託の禁止について定めております。

第7条では、指定管理者が行う管理の基準について、第1項で、法令、条例、規則などの基準に従わなければならないこと、第2項から次の4ページの第4項において、個人情報の取り扱いについて定めております。

第8条は利用許可についての規定で、第1項では、指定管理者の許可を受けなければならないこと、第2項では利用を許可しないこととする項目、第3項では、利用に際して条件を付することや指示ができることとしております。

また、第9条で利用許可の取り消し等について規定しております。

5ページをお願いします。

第10条では、利用料金についての規定でございます。

次のページ、6ページをご覧ください。

こちらの別表第1で、客室利用料金として、宿泊1泊当たりと休憩1時間当たりの料金の上限額を定めております。

宿泊は、大人1万5,000円、子ども7,500円、休憩は、1時間2,000円としております。

また、別表第2では、温泉利用料金として町民と町民以外に区分を分けて、上限額を設定しております。

町民の方は、大人1,000円、子ども800円、町外の方は、大人1,200円、子ども800円としております。

別表第1、別表第2ともに、利用料金の上限額のみを規定しておりまして、この範囲内で料金を変動させることができるようにしております。

5ページにお戻りください。

第11条は利用料金の減免規定、第12条では利用料金の不還付について規定しております。

第13条は指定管理者が町に納付する使用料について規定しており、協定書に基づき使用料を納付しなければならないこと、また、その使用料を減免できることとしております。

第14条では、施設もしくは設備を損傷、または滅失したときの損害賠償義務について定めております。

第15条は委任規定で、この条例の施行に関し、必要事項を規則で定めることとしています。

また、附則と致しまして、この条例の施行期日を公布の日からとしています。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(中島一郎君)

産業推進室長。

産業推進室長(秋森弘伸君)

私の方からは、議案第9号、黒潮町道の駅整備検討委員会設置条例の制定につきまして、補足説明を行います。

この条例案は、道の駅基本構想及び道の駅基本計画を策定に当たり、専門的または学術的見地や利用者の立場から検討するため、黒潮町道の駅整備検討委員会を設置するもので、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として設置するために制定するものでございます。

議案書は7ページ、条例案は8ページからとなっております。

条例案につきまして説明をさせていただきますので、条例案8ページをお開きください。

第1条は、委員会の設置に関することで、道の駅基本構想及び道の駅基本計画を策定するに当たり、専門的または学術的見地や利用者の立場から検討するため、黒潮町道の駅整備検討委員会を設置することを定めています。

第2条は、委員会における所管事務の規定で、道の駅の基本構想及び基本計画の策定に係る事項の内容

について検討することを定めています。

第3条は、組織の規定で、20名以内で組織し、道の駅に関し識見を有する者、関係諸団体の代表者等、町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱することを定めています。

第4条は、任期の規定で、委嘱の日から基本構想及び基本計画を策定するまでの間とすることを定めています。

第5条は、委員長等の規定で、委員会に委員長及び副委員長を置くこと、その選出方法と職務等について定めています。

第6条は、委任の規定で、委員会に関し必要な事項は規則で定めるものとしております。

最後に、附則により、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上、議案第9号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

私の方からは、議案第10号と11号について補足説明を行います。

初めに、議案第10号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきまして、補足説明を行います。

この条例案は、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙において、立候補者の金銭的な負担を減らし、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を持てるよう、公職選挙法で認められている選挙運動費用の公費負担について制定するものです。

これまでの、選挙運動用ポスター作成の公費負担に加え、選挙運動用自動車の使用や選挙運動用ビラの作成に係る費用が、候補者に代わって公費で支払われるものとなり、立候補者の負担を少しでも軽減し、立候補しやすい環境づくりを目的とした条例制定となります。

議案書は9ページ、条例案は10ページからとなっております。

条例案につきまして説明をさせていただきますので、条例案10ページをお開きください。

第1条は、この条例の趣旨の規定で、公職選挙法の規定による公費負担について、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙において選挙運動自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について必要事項を定めるものとしております。

第2条から第6条までは、選挙運動用自動車の使用の公費負担について定めております。

第2条では、候補者の公費負担の定義等について定めており、当条例6条の定める金額の範囲内で選挙用自動車を使用できること、ただし、当該候補者の供託物が町に帰属とならない場合に限ることが規定されております。

第3条は、使用契約締結の届出について、選挙用自動車の使用に関し、有償契約の締結と選挙管理委員会への届出について規定しています。

次の第4条は、公費負担額と支払について、第1号に一般乗用車旅客自動車運送業者と運送契約する場合を定め、第2号に一般運送契約以外の契約にする場合について定めております。

11ページ中段の第5条は、契約の指定について、前条の第1号と第2号の契約のいずれもが締結されているときの、当該候補者が定めるいずれか1号の契約のみが締結されたものと見なす規定となっております。

第6条は、公費負担の限度額について定めております。

限度額としては、日額は6万4,500円で、候補者の届出日、告示日から選挙日前日までの日数を乗じた額としております。

11 ページ下段から次の12 ページかけて、第7条から第10条までは、選挙運動用ビラの作成の公費負担について定めております。

第7条では、候補者の公費負担の定義等について、当条例10条の定める金額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成できること、ただし、第2条のただし書き、当該候補者の供託物が町に帰属とならない場合に限る、が準用されることが規定されております。

次の12 ページとなります。

第8条は、選挙運動用ビラ作成の契約締結の届出について、ビラの作成をなりわいとする者との有償契約の締結と、選挙管理委員会への届出について規定しております。

第9条は、ビラ作成の公費負担額と支払いについて定めており、公費負担する1枚当たりのビラ作成単価は7円73銭に公職選挙法で定めた範囲内の作成枚数で乗じた金額を、当該作成ビラ業者からの請求により、町がビラ作成業者に支払うことを定めております。

次の第10条は、ビラ作成の公費負担の限度額の規定で、1枚当たりのビラ作成単価7円73銭に公職選挙法で定めた作成枚数を乗じた金額を限度額としております。

12 ページ中段から13 ページかけて、第11条から第14条までは、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について定めており、これは、令和3年3月に制定した黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例を引き継ぐ内容となっております。

第11条は、ポスター作成の公費負担について、第12条は、ポスター作成の契約締結の届出について、第13条は、ポスター作成の公費負担額と支払いについて、13 ページの第14条は、ポスター作成の公費負担の限度額について、それぞれ規定しております。

次の第15条は、委任の規定で、この条例の施行に関し必要事項は、黒潮町選挙管理委員会が別に定めるものとしております。

最後に、施行期日として、次の附則第1項により、この条例は公布の日から施行するものとしております。

また、次の附則第2項は、この条例制定により、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例を廃止する規定となっております。

当該条例は、この条例制定により同様の公費負担の条件で引き継がれるものとなります。

以上、議案第10号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第11号、黒潮町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約の範囲を定めているもので、改正内容としては、契約できる物件の範囲と契約期間について変更するもので、市場における契約形態の多様化に対応するものであり、必要に応じた物品の長期継続契約を締結することができるように条例の一部を改正するものでございます。

議案書は14 ページ、条例案は15 ページ、また、新旧対照表は参考資料の1 ページにそれぞれ記載しております。

参考資料の新旧対照表1 ページをお開きください。

改正する下線部について説明致します。

第2条は、長期継続契約を締結することができる契約について定めており、第1号に定めたウの項目を、その他の物品に改めるものです。

改正前はその他の事務用品に限定していたものを、契約物件の範囲を広げるものとなります。

次の第3条は、契約期間の改正であり、ただし書きとして、町長が特に必要と認める場合はこの限りでない、の項目を加えることで、近年の契約形態の多様化に対応し、場合によっては現状の5年以内の枠を広げ、市場における契約形態の多様化に対応するものとなります。

議案書15ページにお戻りください。

この条例の施行は、附則により公布の日からとなります。

以上、議案第11号の補足説明を終わります。議案第10号と併せ、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第12号、令和6年度黒潮町一般会計補正予算の補足説明を致します。議案書は16ページとなります。

予算書の1ページをお開きください。

一般会計補正予算補正第1号は、第1条により、既決の予算に歳入歳出それぞれ4億2,629万6,000円を追加し、総額をそれぞれ112億9,629万6,000円とするものでございます。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。

16ページをお開きください。

2款1項6目、企画費3,677万4,000円の追加は、地域おこし協力隊及び佐賀北部活性化対策に係る事業費となりまして、そのうち、地域おこし協力隊に係る事業費は、12節委託料におきまして、地域おこし協力隊募集サポート支援業務委託933万1,000円、地域おこし協力隊活動業務委託866万円を計上しております。

また、佐賀北部活性化対策に係る事業費は、黒潮町交流拠点施設こぶしのさとの施設を利用した事業展開を行うため、施設の維持管理運営費用として、10節需用費で消耗品、燃料費及び修繕料の合計702万3,000円、12節委託料でこぶしのさと改修工事設計委託50万円、また、こぶしのさとボイラー保守点検委託33万円、14節工事請負費で900万円、17節備品購入費で193万円を計上しております。

次に、17ページ上段の4款1項10目、脱炭素対策費3億5,252万2,000円の追加は、事業の前倒しを行う新エネルギー会社に対し、補助金を支出するための予算を計上しております。

次に、同ページ、17ページ中段の8款6項2目、住宅建設費3,700万円は、町営住宅等整備に係る資材費等の高騰などにより工事請負費の増額が見込まれるため、追加を行うものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。14ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

まず、15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫負担金の地域脱炭素移行再エネ推進交付金3億6,403万2,000円、6目土木費国庫補助金空き家対策総合支援事業補助金502万円、7目消防費国庫補助金住宅建築物安全ストック形成事業費補助金1,850万円、そして、16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金の人口減少対策総合交付金517万2,000円の追加は、それぞれ補正予算として計上致しました事業の財源となっております。

次に、同14ページ下段、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金672万8,000円の減額、15ページ上段の2目減債基金繰入金2,000万円の増額につきましては、財政調整基金繰入金の活用を控え

るために基金間の繰入額の調整を行ったものであり、減債基金繰入金は、当初予算で計上致しました公債費への充当を行うためのものとなっております。

次の22款町債、1項町債、6目土木債2,030万円の追加は、説明欄に記載のとおり、補正予算に計上した住宅建設費の財源となるものでございます。

歳入の説明は、以上で終わります。

次に、9ページに戻りまして、第2表債務負担行為補正をご覧ください。

本件は、黒潮町衛生センター長寿命化工事事業におきまして、複数年での事業実施が必要となったため期間限度額を定め、債務負担行為の設定を行うものでございます。

続きまして、10ページの第3表地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額10億6,988万2,000円を、補正後は10億9,018万2,000円とするもので、その他、起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、15ページの22款町債の計と同額となるものでございます。

また、本予算書に関する説明書としまして、18ページに債務負担行為に関する調書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第12号、令和6年度黒潮町一般会計補正予算の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（佐田 幸君）

それでは、議案第13号、令和6年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は17ページ、予算書は黄色の予算書になります。

予算書の1ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ289万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を22億660万6,000円とするものでございます。

補正の理由としましては、令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、マイナンバーカードと保険証が一体化されることとなりました。

これに伴い、従来の被保険者証が令和6年12月をもって廃止となるため、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が必要な保険診療等を受けられるようにするため、新たに資格確認書を交付することとなりましたので、そのためのシステム改修が必要となっております。

当初予算には間に合いませんでしたが、4月に入ってようやくそのシステムの内容が国から提示されましたので、補正予算として本議会に上程させていただくものでございます。

まず、歳出から説明をさせていただきます。9ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款1項1目、総務管理費の12節委託料289万7,000円につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修をするための委託料となっております。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。8ページの歳入事項別明細書にお戻りください。

3款1項、国庫補助金の4目社会保障税番号制度システム整備費補助金289万7,000円につきましては、この制度改正に係る費用については、全額国から補助されますので、その全額について本補助金に計上したものでございます。

以上議案第 13 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、議案第 17 号、黒潮町立佐賀学校給食センター真空冷却機購入業務の物品売買契約の締結についての補足説明をさせていただきます。議案書は 21 ページでございます。

参考資料で説明致しますので、参考資料の 11 ページをお開きください。

議案第 17 号、黒潮町立佐賀学校給食センター真空冷却機購入業務は、設計金額 757 万円で、入札の結果、740 万円で落札されました。売買率は 97.75 パーセントとなっております。

この入札の指名業者数は 5 社でしたが、そのうち 2 社が辞退しましたので、入札は 3 社で行われました。

この契約は、契約金額 814 万円にて、株式会社中西製作所、松山営業所所長、水野裕一郎と契約締結するものでございます。

参考資料の 12 ページをお開きください。納入場所、期限、規格等についてご説明致します。

納入場所は、黒潮町立佐賀学校給食センターです。

納入期限は、令和 6 年 8 月 16 日です。

規格は、処理能力は 40 キログラム、槽内の有効寸法は、幅 70.5 センチメートル、奥行 62 センチメートル、高さ 46 センチメートルの製品です。

以上、議案第 17 号、黒潮町立佐賀学校給食センター真空冷却機購入業務の物品売買契約の締結についての補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いを致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 8 号、黒潮町交流拠点施設こぶしのさとの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

条例に関する質疑です。

議案のページ 6 の中段のことについて、質問致します。

別表になりますが、別表第 1 の客室料金、利用料金カッパ休憩となっております、これを休憩に限定した何か理由があるのか、ということを聞きたいと思います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは濱村議員のご質問にお答え致します。

休憩というふうにしておりますのは、温泉利用者がその後休憩取ったり、またはドライバーとかが仮眠を取ったりとかいうことを想定しております。

他市町村の事例で見ると、施設使用料とか宿泊以外とかいうふうに規定しているところもございますけれども、あまり範囲を広げるよりも、基本的には休憩を想定してるというふうにした方が運用しやすいというふうに判断致しました。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

私の個人的な意見というか質問になるのかもしれませんが、休憩にした方がかえって用途を限定されてしまって、ほかの用途、例えばワーキングスペースであるとか、そういうことへの活用にも広がっていった方が空き部屋の有効活用という意味ではいいと思うんですが。

宿泊以外とかいうふうに広がっていくという考えじゃないということでしょうか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

質問にお答え致します。

宿泊以外とかいうことも考えてはおりましたけども、やはりいろんな利用の申請がいろんな用途に幅広くなってしまうというのがありましたので、他市町村の事例なんかでも休憩料とか休憩料金とかいうふうなものありましたので、こちらの方がぴったりくるのかなというふうに判断致しました。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 8 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 号、黒潮町道の駅整備検討委員会設置条例の制定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 9 号の質疑を終わります。

次に、議案第 10 号、黒潮町議会議員及び黒潮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 10 号の質疑を終わります。

次に、議案第 11 号、黒潮町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 11 号の質疑を終わります。

次に、議案第 12 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑はありませんか。

初めに、歳出について。

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

17 ページですが、8 款土木費の住宅費ですね、工事請負費で 3,700 万上がっております。

これは先ほど説明がありましたけど、物価高の折、資材が上がったということなんですが、これ、上がったことで工期には支障はないものでしょうか。

また、完成はいつの予定でしょうか。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

宮地議員のご質問にお答えしたいと思います。

この補正予算に関しましては、議員おっしゃられたように、資材の高騰等によるせいでございます。

そのことに関しての、工期に対する影響はございません。

この工期に関しましては、浜松更新住宅に関しましては 10 月、横浜更新住宅に関しては 2 月を工期としております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、議案第 12 号の質疑を終わります。

次に、議案第 13 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 13 号の質疑を終わります。

次に、議案第 17 号、黒潮町立佐賀学校給食センター真空冷却機購入業務の物品売買契約の締結についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 17 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案第 8 号から議案第 13 号まで、及び議案第 17 号は、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 10 時 19 分